平成２３年度公共事業事前評価調書（簡易型）

（土石流被害の防止による評価 ）

（区分） 国補 ・ 県単

事業名	治山事業　［復旧治山事業（国補）］	事業箇所	南巨摩郡　南部町　下佐野	地区名	佐野（さの）	事業主体	山 梨 県

(1)事業概要

①課題・背景

本箇所は、南巨摩郡南部町下佐野地区に位置する一級河川佐野川の上流であるが、台風１５号による集中豪雨により山腹崩壊が発生し、渓流内の堆積土砂が流出した。これにより町道が被災し、上佐野集落が１ヶ月間孤立した。現在、渓流内には不安定土砂が堆積し、山腹崩壊も拡大する恐れがあるため、土砂流出防止対策を早急に実施し、下流保全対象の保護を図る必要がある。

②整備目標・効果

□主要目標　〇土石流被害の防止

保全対象	人家20戸、町道2.0km
緊急度・危険度	15≧ 10 点 ※
被害軽減額	691≧ 340 百万円 ※

（※：評価基準値）

□副次目標　―

□副次効果　―

(2)整備内容と整備量

①整備内容　谷止工４基、山腹工０．４０ｈａ

②整備期間　平成２４年度～平成２５年度

③総事業費　　１５０百万円 (国費７５百万円(5/10) 県費７５百万円(5/10))

④全体計画

平成２４年度	山腹工０．４０ｈａ	５４百万円
平成２５年度	谷止工２基	９６百万円

⑤既整備内容・期間・事業費

平成２３年度	谷止工２基、床固工１基	５４百万円

(3)事業の妥当性評価

	妥当	妥当でない
①公共関与の妥当性（行政が行うべき事業か）	○	
②事業執行主体の妥当性（県が行うべきか）	○	
③経済妥当性	○	
④事業実施・規模の妥当性	○	
⑤整備手法の有効性	○	
⑥環境負荷への配慮	○	
⑦事業計画の熟度	○	

①公共関与の妥当性（行政が行うべき事業か）
・森林法第４１条第１項に規定された「保安施設事業」に該当

②事業執行主体の妥当性（県が行うべきか）
・森林法第４１条第３項の規定により都道府県知事が整備

③経済妥当性
費用便益費　便益(Ｂ)／費用(Ｃ)＝４．３１＞１.０
・便益(Ｂ)＝　606百万円　・費用(Ｃ)＝　141百万円

④事業実施・規模の妥当性
・流域内は治山堰堤３基が設置されているが満砂となっている。なお、砂防等同等施設の計画はない。

⑤整備手法の有効性
・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効

⑥環境負荷への配慮
・切土盛土面は緑化し、裸地を残さない
・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を低減する

⑦事業計画の熟度
・地元南部町からの強い要望あり

＜妥当性評価＞
・７項目全て妥当であることから、妥当と判断する

(4)事業間優先度評価

・貢献度ランク：ａ、副次効果ランク：２　∴優先度評価　：Ⅰ

総 合 評 価　○

・(3)及び(4)の結果から「実施」

【事業位置図等】

省　　略